

氏名	かさ い わ じん 笠 井 倭 人
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	論 文 博 第 417 号
学位授与の日付	平 成 13 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	古 代 の 日 朝 関 係 と 日 本 書 紀

論文調査委員 (主査) 教授 鎌田元一 教授 礪波護 助教授 吉川真司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、『日本書紀』および同書引用の百済系史料、さらには『三国遺事』百済王暦や高句麗好太王碑文など、日本古代史を考究する上での重要史料に改めて独自の検討を加え、それらを踏まえて日本古代紀年の復元、および古代日朝関係の解明に新たな光をあてようとしたものである。全体はⅠ「上代紀年と王統譜」、Ⅱ「古代の日朝関係」、Ⅲ「日本文献にみえる百済史料と広開土王碑」の三部に分かたれ、それぞれ四編の論考が配される他、補論三編が付されている。

Ⅰ第一章「上代紀年に関する新研究」は、那珂通世以来の日本書紀紀年に対する訂正・復元の手法を批判し、全く新しい構想のもとに、特に紀年論のなかでも基幹的な枠組みを担っている仲哀天皇から仁徳天皇に至る紀年を中心に、改めてその復元を試みたものである。論者が注目するのは、『日本書紀』にみえる不自然とも言える程の空白年次(記事の全く見られない年次)の多さである。それは従来紀年の延長が指摘されている允恭紀以前の各紀において特に著しいが、論者はこれを現『日本書紀』における紀年延長の結果と見、こうした空白年次を取り除いた有記事年数のみを歴代の治世年数とする「原書紀」紀年の存在を想定・復元する。その結果、従来孤立的な史料として取り扱われてきた『古事記』註記崩年干支が、仲哀から仁徳に至る治世年数合計・応神天皇崩年・仁徳即位年・同崩年において一致するなど、復元された「原書紀」紀年と極めて親縁的な関係にあることが明らかにされる。また『日本書紀』では百済系記事が神功撰政紀・応神紀に集中的に含まれており、それを巡って種々の解釈が行なわれてきたが、これは紀年延長の結果、また書紀編者が神功皇后を『三国志』魏書にみえる卑弥呼に比定して新たに神功撰政紀を立てた結果生じたことで、「原書紀」応神紀・仁徳紀の中に復元し得ること、「原書紀」は御肇国天皇と称せられる崇神天皇から始まっており、その即位元年が辛酉年(30年)に置かれていた可能性のあることなど、注目すべき諸点が明らかにされる。

Ⅰ第二章「記紀系譜の成立過程について」は、記紀系譜のなかに数多く見られる異世代婚の検討を通じ、記紀系譜の成立期を解明しようとしたもので、(1)神代から第六代孝安天皇に至る皇室系譜、『古事記』開化記・応神記に付記されている氏族系譜などに見える姨・甥、伯父・姪の異世代婚は、欽明朝以後の皇室系譜において初めて現われる形態であること、(2)異世代婚に限らず、親族婚全般にわたって、配偶者相互間の血脈を検討するとき、垂仁朝から天智朝に至る間の婚姻は、父系を辿って血縁的=系譜的分岐点に遡ると、必ず母系を異にする血脈に行き当たるが、天武朝に至るとこの原則が破れ、同母系の親族につながる事例が現われてくること、の二点が明らかにされる。特に重要なのは後者の事実で、前者に取り上げられた孝安以前の皇室系譜や記の付加系譜に見られる異世代婚のみならず、一般に崇神天皇以前の記紀本文系譜は、この天武朝に至って初めて現われる同母系血脈の婚姻形態をとっているのである。このことは崇神以前の系譜が天武朝における歴史的基盤の上に成立したものであることを意味しており、第一章に述べられた崇神を初代とする原系譜に天武朝において開化天皇以前の系譜が架上されたこと、それと同時に付加的氏族系譜もまた、この時代に最終的な整理をうけて附加され、ここに記紀系譜が成立完成したとの見解が示される。

Ⅰ第三章「『三国遺事』百済王暦と『日本書紀』」は、かつて今西龍によって注意を喚起されながら、その後ともすれば学界から忘れられがちであった『三国遺事』百済王暦の異伝史料に再び光をあて、それをもとに『日本書紀』成立の一側面を

解明せんとしたものである。まず百濟第二十六代聖王の元年について、『三国史記』の五二三年癸卯・『日本書紀』の五二四年甲辰（両者の差は当年称元法と翌年称元法との差であり、本質的相違ではない）、『三国遺事』百濟王曆即位干支の五一三年癸巳の他に、同王曆の治世年数からは五二七年丁未が導かれることを指摘し、百濟史料における同王元年についてのこれら異伝の存在が、仏教公伝年次や継体天皇崩年に関する異伝、継体紀における帶沙津割讓問題の記事の重出、金官加羅滅亡年次についての朝鮮側史料と『日本書紀』の食い違いなどの原因となったことを論じる。

Ⅰ 第四章「中国史書における百濟王統譜」は、従来ともすれば無批判に利用されがちであった中国史書における周辺諸国の王脈記事について、日朝両国にわたる豊かな史料に恵まれた百濟王統譜を素材に改めて検討を加えたもので、(1)中国史書に記されている百濟王脈は、中国に対して朝貢し、その爵号を受けた王を中心として取り上げ、これを単純に父子継承の形で系譜化したものであること、(2)中国史書において、血脈的關係を記していない二王間にあつては、日朝両史料の検討から、王脈上の断絶が裏付けられること、の二点が明らかにされる。ここに明らかにされたのはあくまで百濟王統譜に関してのことであるが、これを踏まえ、論者は、他の東夷諸国に関しても中国史書の記述をいま一度総合的に検証し、中国史書に対する一般的な評価を厳しく再点検する必要性を主張している。

Ⅱ 第一章「欽明朝における百濟の対倭外交」は、従来等閑に付されていた日系百濟官僚の活動を『日本書紀』の上から取り上げ、古代倭・百濟外交の一端を考察したものである。外交問題において彼らの名が『日本書紀』に見えるのは、欽明紀二年から十五年に至る短期間に限られるが、百濟が彼らに託した派遣の目的、彼らの帯びた位階などの詳細な検討を通して、百濟の対倭関係外交が最も緊要度を強めたとき、百濟の期待を担って起用され、政治・乞師両面にわたって倭・百濟両国の懸橋的存在として活躍したのが日系百濟官僚であったことを明らかにしている。

Ⅱ 第二章「加不至費直の系譜について」は、『日本書紀』欽明紀五年二月条の分註に引かれた『百濟本記』に見える河内直（同書本来の用字は加不至費直）の系譜記事に検討を加え、当時「安羅日本府」にあつて事実上「日本府」の外交策を主宰していたと見られるこの人物の素性を解明しようとしたものである。まず立論の前提として「アタヒ」の傭字と考えられる「費直」の使用年代（少なくとも五〇三年から五九六年の間）を根拠に、『百濟本記』の編纂期について、それを推古期とする三品彰英・木下礼仁の所説を確認し、同書の史料的価値が極めて高いことを明らかにする。これを前提に従来不明のままに放置されてきた上記系譜記事の人名と系譜の考証に意欲的に取り組み、那奇陀甲背—加臘直岐甲背—加不至費直、那奇陀甲背—鷹奇甲背—阿賢移那斯・佐魯麻都という二系統の系譜がそこに示されていること、加不至費直は高靈加羅出身の人物であり、西漢直の族系者と考えられることなどが指摘される。

Ⅱ 第三章「白村江の戦と水軍の編成」は、日本古代史上最大の海戦ともいべき白村江の戦いへの参加が知られる氏族を『日本書紀』から抽出し、廬原君・安曇連・阿倍引田臣を中心に各氏族の持つ水軍の伝承に検討を加えたものである。古代水軍の実態と動向を探るための基礎作業としての意味を持つ。

Ⅱ 第四章「古代文献に現われた城」は、長門城・大野城・椽城・高安城・屋島城・金田城・鞠智城・三野城・稲積城など、天智期築城の各山城について、また奈良朝後半期の築城である怡土城について、築城の歴史的背景・理由、築城の経過とその特質等について基礎的検討を行なったものである。怡土城造営の理由として、安祿山の乱に備えたとの説、新羅遠征のためとする説を実証的検討によって却け、糸島水道および大宰府主船司防衛のためとする滝川政次郎説を積極的に支持している点に注意される。

Ⅲ 第一章「日本文献にみえる初期百濟史料」は、『日本書紀』所引の百濟三会（『百濟記』『百濟新撰』『百濟本記』）について、金錫亨を始めとする朝鮮人学者の間から、大和朝廷の歴史偽造者達の手による偽書に過ぎないとの批判が出された後の状況を承け、改めて百濟三書の史料的性格についての追求を試みたものである。その結果、三書の編纂は百濟王脈の断絶乃至は傍流の継承と深くつながるものであり、『百濟記』は、史実的には初代王の可能性の強い第十三代近肖古王から、高句麗の王都攻略によって国王・太后・王子等がみな敵手に没したとされる第二十一代蓋鹵王までを叙述対象とした史書、『百濟本記』は、第二十五代武寧王と第二十六代聖王の両王代を叙述対象として、第二十七代威徳王代に編纂されたもので、傍流の昆支系に移っていた王統が再び蓋鹵王直系の王脈へと帰ってきた時代の史書、『百濟新撰』は、第二十代昆有王から傍流の王脈に入ったとする『三国史記』百濟本紀の別伝に沿って編纂されたもので、この王脈の終わる第二十四代東城王までを叙述の対象とした史書であるとの注目すべき見解が示される。

Ⅲ第二章「朝鮮語よりみた秦・漢両氏の始祖名」は、これまで和訓で読んで怪しむことのなかった秦・漢二氏の伝承上の始祖、弓月君・功満（智）王・阿知使主・掬（都加）使主・秦酒公について、朝鮮の音訓によって読むべき可能性のあることを提示したもので、いずれも「大村君」「大者」「主」などの尊義を持ち、始祖的人物の名に相応しい名義を備えたものであることが指摘される。また弓月（大村）の朝鮮音が百済の訓クダラに通ずることから、秦氏の原籍地を辰韓（新羅）とする通説に再検討の必要があることも指摘される。

Ⅲ第三章「広開土王碑に対する石灰塗付作戦説への疑問」、第四章「広開土王碑水谷拓本の一考察」は、いずれも李進熙によって主張された明治期参謀本部による同碑文改竄説に触発されて執筆されたもので、前者は李説への疑点を提示し、碑面への石灰塗付は拓工が碑文を明確に拓出するために行なったとする一般的認識に立って何ら差し支えないことを明らかにしたもの、後者は李が石灰剝落期の最も新しい拓本とする水谷拓本について、拓出文字の詳細な検討により、それが石灰塗付以前の原面拓本とみる学界の大勢に誤りないことを明らかにしたものである。

この他三編の補論により、中国史書に倭からの献上が見える「生口」の性格、金錫亨の分国論、倭王武の上表文について、それぞれ有意義な検討がなされている。

論文審査の結果の要旨

日本古代史研究にとって、『古事記』『日本書紀』、とりわけ帝紀・旧辞以外の諸史料をも求めて編纂された『日本書紀』の重要性はあえて論ずるまでもないことである。というより、七世紀以前の歴史について、我々はこれ以外に纏った史料を持たないのである。ここに『日本書紀』そのものについての研究が、角度を変え、手段を凝らして不断に行なわれねばならない理由がある。同書の朝鮮関係記事の研究はその重要な一部分をなす。同書は、その内に多くの百済系史料を含み、それによって記事が構成されている部分も少なくはなく、朝鮮古代史の研究にとっても、朝鮮側の基本史料である『三国史記』よりも却って優れた面を有している。それはまた単に朝鮮古代史の研究を裨益するばかりでなく、日朝両史料を総合しての研究こそが、年代的枠組みの措定を始めて、書紀研究、日本古代史研究にとっての拠るべき客観的基準を提供することになるのである。

論者は、早くから意欲的にこの方面の研究に取り組んできた研究者の一人であり、多くの優れた研究成果を世に問うてきた。本論文はその集大成と言ってよく、『日本書紀』および同書所引の百済系史料、さらには『三国遺事』百済王暦や高句麗広開土王碑文など、日本古代史研究にとっての日朝の重要史料に改めて独自の検討を加え、それらを踏まえて日本古代紀年の復元、および古代日朝関係の解明に新たな光をあてようとしたものである。全体はⅠ「上代紀年と王統譜」、Ⅱ「古代の日朝関係」、Ⅲ「日本文献にみえる百済史料と広開土王碑」の三部に分かれたれ、それぞれ四編の論考が配される他、補論三編が付されている。

本論文の特徴を一言に約せば、基本的研究姿勢の堅実さと清新・大胆な発想とを併せ持つと評することができる。前者は金錫亨の分国論や李進熙の明治期参謀本部による広開土王碑文改竄説などに付和雷同せず、また徒に動揺せず、そこに提起された問題は虚心に受けとめつつも、あくまで冷静に史料の実証的研究によって応えようとする、その姿勢である。それはまた、従来ともすれば無批判に利用されがちであった史料に検討の手を加え、その史料的性格を明らかにしようとしたⅠ第四章「中国史書における王統譜」、『日本書紀』記事の丹念な分析により、従来等閑に付されていた日系百済官僚の活動を、倭・百済外交の上に浮かび上がらせたⅡ第一章「欽明朝における百済の対倭外交」などに見える研究姿勢であり、それぞれ貴重な実証的成果が挙げられている。特にⅠ第四章の成果は、いわゆる倭の五王研究にとっても慎重な配慮を要請するものであり、注目される。

一方、後者は従来の研究の枠組み・方法の限界を打ち破り、常に古代史研究の発展に寄与しうる新生面を切り拓こうとする姿勢であり、それが最もよく現われた研究としてⅠ第一章「上代紀年に関する新研究」を挙げることができる。従来の訂正紀年復元の試みは、那珂通世によって打ち立てられた方法を基本的に踏襲しており、『古事記』註記崩年干支と神功撰政紀・応神紀に記載された百済系史料に基づく記事とを相互に援用しあうというものであった。すなわち『日本書紀』のこの両紀に記される百済王の即位・薨去の干支紀年が、干支二運を下げることによって『三国史記』などの朝鮮古代史籍と一致することに着目し、これに連動して神功・応神の時代も書紀の三世紀～四世紀代から四世紀～五世紀代に下げ、その上で記

註干支を利用して歴代天皇の細かい治世年代を推定していくのである。しかし、これには「百済王代暦の干支を百二十年移動さすことと、それと連関して神功応神紀を百二十年繰り下げることは全然意味が違う」という批判がすでにあるように、方法的な問題が含まれており、この方面の研究は行き詰まり状態にあったと言ってよい。論者はこのような状況を打破すべく、全く新たな構想を以て紀年の復元を試みる。すなわち『日本書紀』に見える不自然とも言える程の空白年次（記事の全く無い年次）の多さに着目し、それを現書紀における紀年延長の結果と見て、こうした空白年次を取り除いた有記事年数のみを歴代の治世年数とする「原書紀」紀年の存在を想定・復元するのである。一見、単純にして乱暴な発想のようであるが、その結果は、従来孤立的な史料として取り扱われてきた記註崩年干支が、仲哀天皇から仁徳天皇に至る治世年数合計・応神崩年・仁徳即位年・同崩年においてそれぞれ一致するなど、復元された「原書紀」紀年と極めて親縁的な関係にあることが明らかにされる。また書紀では百済系記事が神功撰政紀・応神紀に集中的に含まれており、それを巡って種々の解釈が行なわれてきたが、これは紀年延長の結果、また書紀編者が神功を卑弥呼に比定して新たに神功撰政紀を立てた結果生じたことで、「原書紀」応神紀・仁徳紀の中にすべて復元しうること、「原書紀」は御肇国天皇と称せられる崇神天皇から始まっており、その即位元年が辛酉年（301年）に置かれていた可能性のあることなど、注目すべき諸点が明らかにされている。何故百済関係記事のみ干支を無視して歴代の紀年延長に伴う形で順次繰り上げることをせず、二運一二〇年遡らせるのか、また『住吉大社神代記』の船木等本記に見える垂仁天皇崩年干支（辛未）に全く言及していない点など、細部にはなお問題があるにしても、画期的な研究であり、紀年延長以前の史料の様態が初めて具体的に提示された点が極めて注目される。

また、記紀系譜中に数多く見られる異世代婚・親族婚を素材に、記紀系譜の成立期を追及したⅠ第二章「記紀系譜の成立過程について」もすでに定評ある研究であり、着眼の鋭さがよく表れた論考である。その他、欽明紀の分註所引『百済本記』に見える加不至費直の系譜に考察を加えたⅡ第二章「加不至費直の系譜について」、『日本書紀』所引百済三書の史料的性格に改めて検討を加えたⅢ第一章「日本文献にみえる初期百済史料」、『三国遺事』百済王暦の異伝史料に着目することにより、仏教公伝年次の異伝や継体紀の錯簡が生じた原因を解明しようとしたⅠ第三章「『三国遺事』百済王暦と『日本書紀』」など、みな既往の研究にない斬新な発想に貫かれており、そこに切り拓かれた成果は注目に値するものばかりである。ただそうであるだけに、例えばⅠ第三章など、異伝史料の組合せ方にやや恣意的なものが感ぜられたりもするが、それとて本論文の価値を大きく損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2001年3月2日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。